

千葉県農業委員会告示第1号

農地法第3条第2項第5号の規定により、中央区及び稲毛区の別段の面積を変更し定めたので、同規定により告示する。

平成31年1月16日

千葉県農業委員会
会長 長谷部 衡平

行政区	適用を受ける地区名	農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積	
		変更前	変更後
中央区	全 域	30アール	20アール
稲毛区	全 域		

附 則

この告示は、平成31年1月21日から施行する。